

# 1. 管理番号127

指定介護機関について介護保険法に基づく届出があった場合に生活保護法に基づく届出があったものとみなす等

- 説明事項：実態調査の結果について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 調査の概要

## 調査の方法

- メールで対象自治体の生活保護部局及び介護保険部局に調査票（参考資料）等を送付。
- 各自治体の生活保護部局及び介護保険部局はそれぞれ担当設問に対して回答を記入し、生活保護部局が介護保険部局の回答もとりまとめて、メールで厚生労働省社会・援護局保護課に送付。
- 回答内容は、各自治体において地方分権担当部局に協議を行っている。

32

## 調査の対象

- 都道府県16自治体、指定都市4自治体、中核市4自治体の計24自治体。
- そのうち回答があったのは、都道府県14自治体、指定都市2自治体、中核市4自治体の計20自治体。

※ 9/30時点

# 調査の結果①：都道府県・指定都市・中核市生活保護部局の回答

## (1) 届出が適正に提出されなかったことによる介護扶助業務への支障について (R3年度)

- ✓ 支障があったと回答したのは9自治体、支障はなかったと回答したのは11自治体。
- ✓ 支障があった件数については、20～30件/年と回答した自治体が多かった。
- ✓ 具体的な支障の内容としては、「指定介護機関の登録内容が異なっており指定介護機関へ届出の指導を個別に行う必要があった」と回答したのが5自治体。その他、「介護機関の廃止、所在地の変更により介護券が届かなかった」等の回答もあった。

33

## (2) 介護保険部局と生活保護部局それぞれへ届出が必要なことに関する事業者からの意見・苦情等について (R3年度)

- ✓ 意見・苦情等があったと回答したのは5自治体、意見・苦情等は無かったと回答したのは15自治体。
- ✓ 意見・苦情等の件数は、いずれの自治体でも5～20件/年の範囲となっている。
- ✓ 実際にあった意見・苦情等の内容としては、「生活保護部局へ別途届出が必要であることを知らなかった・失念していた」と回答したのが3自治体、「変更等の届出はなぜ別途の提出が必要なのか」と回答したのが2自治体。

# 調査の結果①：都道府県・指定都市・中核市生活保護部局の回答

## (3) 届出漏れを防ぐための事業者側への啓発について (R3年度)

- ✓ 届出漏れを防ぐため、事業者側へ啓発を行ったと回答したのは12自治体、行っていないと回答したのは8自治体。
- ✓ 啓発を行ったと回答した自治体の全てが「生活保護部局において指定介護機関の指定を行った際に周知している」と回答している。また、2自治体が「介護保険部局において介護保険法上の指定を行った際に周知している」と回答している。その他、「介護保険部局で実施する集団指導の際に周知している」等の回答もあった。

## 34 4) 情報連携システムを構築するにあたり、必要と考えるものについて

- ✓ 20自治体中18自治体は、選択肢のうち少なくとも1つ以上について必要であると回答している。
  - ・必要な予算の確保：18自治体
  - ・システム構築に必要な人員及び時間の確保：17自治体
  - ・情報連携システムの標準的な仕様のイメージ：15自治体
- ✓ 一方で、既存のシステムを活用して情報連携ができているので、新たなシステムの構築は不要と回答した自治体もあった。

# 調査の結果②：都道府県介護保険部局の回答

## (1) 都道府県生活保護部局への情報提供の有無について

- ✓ 都道府県の介護保険部局から生活保護部局へ、生活保護法上の変更届等に関する情報を提供していると回答したのは8自治体、提供していないと回答したのは6自治体。

以下は(1)で情報提供を行っている~~と回答した~~8自治体が対象

## (2) 情報提供の内容・方法について

- ✓ 都道府県知事が介護保険法上の指定権者となる事業所等について、都道府県の介護保険部局から生活保護部局に情報提供を行っていると回答したのは7自治体。  
方法については、4自治体がメール送付、1自治体が紙媒体で送付、2自治体~~が~~その他(システム等の活用)と回答している。
- ✓ 市町村長が介護保険法上の指定権者となる事業所等について、都道府県の介護保険部局から生活保護部局に情報提供を行っていると回答したのは5自治体。  
方法については、3自治体がメール送付、2自治体~~が~~その他(システム等の活用)と回答している。

## (3) 情報提供に際する負担感について

- ✓ 生活保護部局への情報提供に際して、負担を感じたことがあると回答した自治体は3自治体、負担を感じたことはないと回答したのは5自治体。
- ✓ 負担を感じている内容としては、「一定期間ごとの届出に係る情報の生活保護部局への送付」と回答した自治体が2自治体。他の選択肢を回答した自治体はなかった。その他、生活保護部局からの問い合わせ対応を挙げた自治体もあった。

## 調査の結果②：都道府県介護保険部局の回答

以下は（1）で情報提供を行っていないと回答した6自治体が対象

### （4）情報提供を行っていない理由について

- ✓ 情報提供を行っていない理由として、2自治体が「介護保険法上の届出情報と生活保護法上の届出情報の振り分けが困難であるため」と回答しており、6自治体が「法令上介護保険部局と生活保護部局へそれぞれに別途届出を行うこととされており、そもそも情報連携は不要であると考えため」と回答している。
- ✓ その他、「介護保険法上の届出に係る事務を政策連携団体に委託しているため、恒常的な連携は委託事務の観点から困難」と回答した自治体もあった。

### （5）情報提供を行うことになった場合に想定される課題について

36

- ✓ 仮に介護保険部局から生活保護部局に情報提供を行うことになった場合、想定される課題があると回答したのは5自治体。想定される課題の内容としては、「一定期間ごとの届出情報を集約しなければならないこと」と回答した自治体が4自治体、「届出件数が多いこと」と回答した自治体が3自治体あった。
- ✓ その他、「委託事務における業務フローの見直し及びそれに伴う予算の確保」と回答した自治体もあった。
- ✓ 一方、特段想定される課題はないと回答した自治体も1自治体あった。

以下は14都道府県全てが対象

### （6）情報連携システムを構築するにあたり、必要と考えるものについて

- ✓ 14自治体中11自治体が選択肢のうち少なくとも一つは必要であると回答している。
  - ・必要な予算の確保：6自治体
  - ・システム構築に必要な人員及び時間の確保：4自治体
  - ・情報連携システムの標準的な仕様のイメージ：6自治体
- ✓ 一方で、3自治体は特段必要と考えるものはないとの回答だった。

# 調査の結果③：指定都市・中核市介護保険部局の回答

## (1) 生活保護部局への情報提供の有無について

- ✓ 指定都市・中核市の介護保険部局から生活保護部局へ、生活保護法上の変更届等に関する情報を提供していると回答したのは5自治体、提供していないと回答したのは1自治体。

※ 介護保険法第203条の2において大都市特例が定められており、指定都市・中核市においては、法令上都道府県知事が指定権者である事業所等の指定も行っている。

以下は(1)で情報提供を行っている<sup>37</sup>と回答した5自治体が対象

## (2) 情報提供の内容・方法について

- ✓ 情報提供の方法については、1自治体がメール送付、2自治体がメール以外の電子媒体で通知、2自治体が紙媒体で送付との回答だった。

## (3) 情報提供に際する負担感について

- ✓ 生活保護部局への情報提供に際して、負担を感じたことがあると回答した自治体は2自治体、負担を感じたことはないと回答したのは3自治体。
- ✓ 負担を感じている内容としては、「一定期間ごとの届出に係る情報の集約」と回答した自治体と「届出に係る情報の生活保護部局への送付(不定期)」と回答した自治体がそれぞれ1自治体ずつあった。

# 調査の結果③：指定都市・中核市介護保険部局の回答

以下は（１）で情報提供を行っていないと回答した1自治体が対象

## （４）情報提供を行っていない理由について

- ✓ 情報提供を行っていない理由として、「介護保険法上の届出情報と生活保護法上の届出情報の振り分けが困難であるため」と「法令上介護保険部局と生活保護部局へそれぞれに別途届出を行うこととされており、そもそも情報連携は不要であると考えているため」の2つを挙げている。

## （５）情報提供を行うことになった場合に想定される課題について

- ✓ 仮に介護保険部局から生活保護部局に情報提供を行うことになった場合に想定される課題としては、「一定期間ごとの届出情報を集約しなければならないこと」と「届出件数が多いこと」を挙げている。
- ✓ また、上記に加え、「生活保護部局が必要としている情報の選別が困難」、「みなし指定以前の介護機関指定情報や生活保護法に基づく指定を受けていない事業者は把握できない」との課題も挙げている。

以下は6市全てが対象

## （６）情報連携システムを構築するにあたり、必要と考えるものについて

- ✓ 6自治体中5自治体が選択肢のうち少なくとも1つは必要と回答している。
  - ・必要な予算の確保：5自治体
  - ・システム構築に必要な人員及び時間の確保：3自治体
  - ・情報連携システムの標準的な仕様のイメージ：3自治体
- ✓ 一方で、現在既に必要な連携ができているため、システム構築は不要と回答した自治体も1自治体あった。